平成２１年（フ）第２８０号
岐阜県多治見市北小木町494番地の40
破産者　安江　恭一
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第７９号
岐阜県瑞浪市寺河戸町1193番地の19
破産者　マキノ楽器株式会社
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１９６号
岐阜県多治見市大畑町西仲根１番地の31
破産者　安藤　　豊
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第７９２号
京都市西京区大枝北沓掛町３丁目19番地の２
破産者　ユニオン商事株式会社
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４７号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目８番１号
破産者　小林　　茂
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５９０号
さいたま市桜区大字下大久保1127番地１
オーユーパレス207
破産者　高橋　英樹
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８６号
長野県飯田市中村228番地
破産者　仲田　長三
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第８７号
長野県飯田市中村228番地
破産者　仲田　佳子
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第９８８４号
大阪市平野区背戸口２丁目８番32―203号
破産者　渡井カ千子
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３３号
大阪市淀川区東三国２丁目10番12―601号、開始決定時の住所大阪府吹田市江の木町12番５―326号
破産者　志村　尚美
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５６４号
大阪市浪速区浪速東１丁目４番６号
破産者　木谷　弘行
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８５２号
大阪市東住吉区住道矢田９丁目５番９号　レオパレス21大和川108号
破産者　古市昇生こと　金　　仁淳
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９６７号
大阪府大東市西楠の里町９番９号
破産者　藤本　昌孝
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６９３号
山口県美祢市秋芳町秋吉2870番地、前住所大阪市西区川口１丁目２番16―905号
破産者　前田　信之
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１８号
大阪府富田林市喜志新家町１丁目１番16号
破産者　細谷　雄二
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４４７号
大阪府藤井寺市沢田１―10―14―２Ｂ、住民票上の住所大阪市住吉区墨江４丁目５番９号
破産者　本門　　学
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
福岡県嘉麻市下臼井609番地
破産者　松岡　政美
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１８１号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師28番地198
破産者　堂園　澄子
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部